

令和元年度保育料徴収基準額表（教育標準時間認定（1号給付））

階層区分	定 義		徴収基準額（月額）
第 1 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		円 0
第 2-1 階層	町民税非課税世帯		0
第 2-2 階層	所得割非課税世帯		1,500 [0]
第 3-1 階層	町民税非課税世帯 第 1 階層を除き、 町民税の所得割額 の区分が右の区分 に該当する世帯	57,700円未満	5,000 [1,500]
第 3-2 階層		77,101円未満	10,000 [1,500]
第 4 階層		211,201円未満	20,000
第 5 階層		211,201円以上	25,000

[]内はひとり親世帯等の額

備 考

- 第 2 階層又は第 3 階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に 2 人目以降は無料とする。
- 第 4 階層又は第 5 階層に小学校 3 年以下の範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目は基準額の半額、3 人目以降については無料とする。
- 同一世帯から保育所、幼稚園又は認定こども園に同時入所している場合の 2 人目以降については無料とする。
- 18 歳未満の児童を 3 人養育しており、階層区分が第 4 階層の第 3 子以降について無料とする。